

東日本大震災の発生に伴う緊急対策

平成23年8月30日

目 次

1 緊急対策

① 震災に伴う雇用対策

- 雇用保険失業給付の特例措置による離職者対策 【資料1】
- 基金による雇用の創出 【資料2】
- 雇用調整助成金の拡充による雇用の維持 【資料3】
- 各種助成金の拡充等による雇用の促進 [参考1]

② 被災労働者等の救済措置

- 労災保険の給付 【資料4】
- 未払賃金立替払制度の運用 【資料5】

③ 復旧・復興工事の安全衛生確保対策

2 今後の課題及び対策等

① 雇用対策

② 被災労働者等の救済及び安全衛生確保対策

岩 手 労 働 局

東日本大震災の発生に伴う緊急対策

1 緊急対策 ① 震災に伴う雇用対策

○ 雇用保険失業給付の特例措置による離職者対策（資料1）

災害時における雇用保険の特例や給付日数の延長等による離職者支援を実施しているが、震災に伴い多くの離職者が発生したを沿岸部（4所）における離職票の交付及び資格決定者数は、ピークを越え落ち着いた状況。

- ・ 震災後の離職票・休業票交付件数：32,321件（前年度比 73.8%）
うち沿岸4所の交付件数：13,212件（前年度比 118.1%）
- ・ 雇用保険受給資格決定者数：20,260人（前年度比 96.6%）
うち沿岸4所の決定者数：10,784人（前年度比 212.8%）

（8月21日現在）

○ 基金^{（注）}による雇用の創出（資料2）

平成23年度第1次補正予算による雇用創出事業（115億8千万円の交付）により、1万人の雇用創出を計画、実施。

- ・ 現在、6,730人を事業化（事業化率：67.3%）
- ・ 求人数：5,772人
- ・ 雇用者：3,739人

（8月25日現在）

（注）緊急雇用創出事業臨時特例基金

○ 雇用調整助成金の拡充による雇用の維持（資料3）

生産量・売上高などの確認期間の短縮や支給限度日数の拡大（+300日）、雇入れ6ヶ月未満も対象者とするなどによる雇用維持の支援。

震災に伴う計画届の遡及提出の特例措置（6月16日期限）が経過したこともあって、7月の計画届の提出件数が大きく減少。

- ・ 震災特例分の計画届受理件数：3,440件（3月～7月累計）
⇒ 雇用維持されている対象労働者 145,354人（同上）
- ・ 6月：1,544件 → 7月：587件

○ 各種助成金の拡充等による雇用の促進（参考1）

「被災者雇用開発助成金」の創設や「成長分野等人材育成支援奨励金」の拡充による雇用の促進

- ・ **被災者雇用開発助成金**（5月2日以降の雇い入れが対象）
被災離職者や被災地域の求職者を新たに雇い入れた事業主に対して、助成金（中小企業90万円、大企業50万円）を支給（採用6か月後に申請）（11月から申請（予定））
- ・ **成長分野等人材育成支援奨励金**（7月に制度拡充 訓練実施後申請）
5月1日以前に雇い入れた被災者や、震災に伴い離職させた従業員を再雇用した中小企業事業主が、その労働者に職業訓練を行う場合にその訓練費を助成（60万円を限度）

1 緊急対策 ② 被災労働者等の救済措置

○ 労災保険の給付（資料4）

労働者が工作中や通勤中に震災に遭い死傷した場合に、労働者もしくは遺族に給付を行う。
今月期の請求件数は79件（遺族給付73件、療養給付6件）と、前月期に比べ7件の減少となっているが、引き続き請求促進に向け、周知用リーフレットの配布やテレビCMの放送のほか、市町村を活用した周知・広報に努める。

- ・ 遺族給付の請求件数：421件（うち支給決定件数：389件（不支給決定2件を含む））
遺族特別支給金決定金額：1,161百万円（387人×300万円）
- ・ 療養、休業給付等の請求件数：86件（うち支給決定件数83件）

（8月25日現在）

○ 未払賃金立替払制度の運用（資料5）

震災被害により中小企業が倒産状態となり、賃金が未払いとなっている労働者に対し、国が事業主に代わって立替払を行う。

- ・ 申請受理件数：47件、うち決定件数35件（件数の差は取下げ等による）
- ・ 立替払額：34,400千円（306人分）（見込み額）

（注）震災日が退職日の場合は、9月12日が申請期限（退職後6ヵ月以内）となります。

（8月25日現在）

1 緊急対策 ③ 復旧・復興工事の安全衛生確保対策

がれき処理等、復旧・復興工事における安全衛生確保対策を推進

○ 現 状

- ・ 震災後の労災事故：死傷者数31人（うち建設業28人、（死亡者2名））（7月末日現在）

○ 対 策

- ・ 労働災害防止対策等に関して建設業関係団体に対する局長要請（3回）

① 3月18日 ② 3月29日 ③ 8月8日

- ・ 安全衛生パトロールの実施（25回：宮古、釜石、大船渡各監督署管内）

4月：6回（62現場）

6月：3回（18現場）

7月：9回（113現場）

8月：7回（60現場）

- ・ 建設業者等に対する集団指導・研修会の実施（3箇所）

7月14日：宮古市（51名）

7月15日：釜石市（22名）

7月15日：陸前高田市（33名）

- ・ 保護具等の配布

① 防じんマスクの配布（7.1万枚）

② 手袋等保護具の配布（作業用手袋：2,280双、防じんゴーグル850個）

（8月26日現在）

2 今後の課題及び対策等 ① 雇用対策

4月から6月までの間に雇用保険の受給資格決定した者（約1万5千人）のうち、所定給付日数最短90日の者が約5,600人（約37%）おり、延長給付（+120日）も含め、受給満了となる者が10月以降に発生することが想定。

このため、積極的な常用就職に向けた職業相談・職業紹介（就職支援ナビゲーターの活用等）の他、次のような雇用対策を講じる。

- 地域の産業・事業所の復興状況をみながら、緊急雇用創出事業による雇用の創出
- 求職者支援法の円滑な施行（10月開始）
 - ・ 23年度定員：2,300人
10月：400人 11月～12月：各400人
 - ・ 訓練実施団体の確保
現時点で申請されている訓練コース：5コース、105人

他に、被災学生等を対象とした集団面接会等を実施予定

- ・ 「被災新卒者対象就職面接会」（埼玉県朝霞市） 9月20～21日
- ・ 「がんばろう！東北就職応援フェアin盛岡」（盛岡市） 9月29日
- ・ 「がんばろう！東北新規高卒者就職面接会」（仙台市） 10月14日

2 今後の課題及び対策等 ② 被災労働者等の救済及び安全衛生確保対策

- 労災保険の給付及び未払賃金立替払制度の積極的な周知
津波被害地における積極的な周知を図るとともに、引き続き円滑かつ迅速な支給を行う。
- 安全衛生確保対策
がれき処理は、粉じんや石綿のばく露等の危険があり、引き続き復旧・復興工事における安全衛生確保対策を強力に推進する。
 - ・ 防じんマスクの配布（1.5万枚）
 - ・ 安全衛生パトロールの実施
 - ・ 「復旧工事安全衛生確保支援事業」等の推進
（内容：安全衛生専門家による巡回指導、安全衛生相談、安全衛生教育等の支援）
 - ・ 「被災労働者に対する緊急健康診断」（無料）の推進

資料

	(頁)
1. 離職票・休業票の交付件数及び受給資格決定者	1
2. 緊急雇用創出基金事業の実施状	2
3. 雇用調整助成金の計画届・支給申請	3
4. 震災に伴う労災保険給付の請求及び支給決定	4
5. 震災に伴う未払賃金立替払制度の運用状	4
参考1：特別労働相談窓口における相談状況（安定所・監督署別相談件数）	5
参考2：主な特例措置について	6

離職票・休業票の交付件数及び受給資格決定者数
(3月12日～8月21日現在)

①離職票・休業票交付件数

	沿岸所					内陸所							合計
	釜石所	宮古所	大船渡所	久慈所	計	盛岡所	花巻所	一関所	水沢所	北上所	二戸所	計	
①交付件数	3,317	3,220	5,229	1,446	13,212	10,699	1,559	1,808	2,181	2,081	781	19,109	32,321
交付割合(①/③)	18.5%	17.8%	32.6%	12.5%	20.8%	7.3%	6.4%	5.9%	6.4%	6.8%	5.8%	6.8%	9.4%
対前年度比(①/②)	109.2%	98.0%	210.8%	60.7%	118.1%	61.6%	54.1%	53.7%	54.4%	62.8%	47.0%	58.6%	73.8%
②22年度交付件数	3,037	3,285	2,480	2,383	11,185	17,359	2,880	3,366	4,009	3,312	1,662	32,588	43,773
③雇用保険被保険者数	17,924	18,049	16,022	11,543	63,538	146,918	24,262	30,693	33,989	30,505	13,568	279,935	343,473

注1: 22年度交付件数は、22年度1年間の離職票等の交付件数
注2: 雇用保険被保険者数は、23年2月末現在の数

②受給資格決定者数

	沿岸所					内陸所							合計
	釜石所	宮古所	大船渡所	久慈所	計	盛岡所	花巻所	一関所	水沢所	北上所	二戸所	計	
①決定件数	2,586	2,594	4,548	1,056	10,784	4,584	953	1,265	1,168	1,035	471	9,476	20,260
対前年度比(①/②)	195.2%	191.3%	406.1%	83.3%	212.8%	61.5%	58.2%	61.6%	52.9%	63.5%	51.2%	59.6%	96.6%
②22年度決定者数	1,325	1,356	1,120	1,267	5,068	7,457	1,637	2,054	2,208	1,631	920	15,907	20,975

注: 22年度決定者数は、22年1年間の受給資格決定者数

緊急雇用創出基金事業の実施状況

【平成23年8月25日現在】

実施主体	事業内容	事業額 (百万円)	雇用創出 予定数	求人数	雇用者数
岩手県	臨時職員緊急雇用事業(県事業・災害対応分)	894	459	459	387
民間企業	災害緊急雇用事業推進費(県委託事業)	2,000	1,050	353	165
市町村	緊急雇用創出事業補助(市町村補助事業)	9,000	5,221	4,960	3,187
沿岸地域	漁業復興、瓦礫撤去、臨時職員雇用、介護従事者雇用、スクールガード、独居高齢者見守り訪問、支援物資供給、通学バス運行 ほか	—	4,444	4,279	2,916
内陸地域	臨時職員雇用、農業・物産振興、観光・教育振興、公共施設維持管理作業 ほか	—	777	681	271
合計		11,894	6,730	5,772	3,739

資料出所:岩手県商工労働観光部雇用対策・労働室資料を基に作成

雇用調整助成金の計画届・支給申請状況

資料3

①雇用調整助成金の計画届受理件数

	事業所数	対象者数
21年4月	588	26,310
5月	623	31,351
6月	581	21,307
7月	614	20,229
8月	563	15,566
9月	535	14,572
10月	540	12,306
11月	486	12,108
12月	524	13,530
22年1月	532	12,865
2月	515	13,674
3月	517	14,559
22年4月	507	12,247
5月	461	11,016
6月	455	11,005
7月	435	11,015
8月	392	9,255
9月	380	9,221
10月	368	8,819
11月	356	9,037
12月	337	9,634
23年1月	324	9,100
2月	297	8,350
3月	415	13,167
うち震災特例	59	2,672
23年4月	1,088	42,626
うち震災特例	738	28,735
5月	1,248	56,167
うち震災特例	938	47,453
6月	1,544	60,590
うち震災特例	1,296	54,477
7月	587	16,580
うち震災特例	409	12,017

②安定所別計画届受理件数等(震災特例分)

		計画届受理件数	対象者数	支給決定件数	対象者数
沿岸所	釜石所	303	6,747	87	1,848
	宮古所	267	4,338	75	1,726
	大船渡所	291	7,227	161	3,810
	久慈所	106	1,693	29	502
	計	967	20,005	352	7,886
内陸所	盛岡所	830	33,327	196	5,870
	花巻所	293	12,133	43	1,819
	一関所	387	21,240	110	4,261
	水沢所	447	23,625	115	3,528
	北上所	391	25,691	116	5,471
	二戸所	125	9,333	65	3,401
	計	2,473	125,349	645	24,350
合計	3,440	145,354	997	32,236	

注:23年7月31日までに受理及び支給決定を行った件数及び対象者数

資料4

○震災に伴う労災保険給付の請求及び支給決定状況

(8月25日現在)

		遺族給付（死亡）		療養・休業給付等		合計	
請求件数	津波	421	359	86	47	507	406
	地震		0		39		0
	不明		62		—		62
支給決定 件数	津波	389	336	83	46	472	382
	地震		0		37		37
	不明		53		—		53

岩手管内の遺族給付請求件数の推移

年度	請求件数
21年度	35
22年度	35（※）

※平成23年2月末現在の請求件数である。

○震災に伴う未払賃金立替払制度の運用状況

(8月25日現在)

	局計	盛岡	宮古	釜石	花巻	一関	大船渡	二戸
認定申請受理件数	47	0	2	32	0	0	13	0
確認労働者数	327	2	67	132	0	0	126	0

資料5

岩手管内における過去5年間の未払賃金立替払制度の運用状況

	18年	19年	20年	21年	22年
認定申請受理件数	29	30	27	29	24
確認労働者数	206	280	378	306	189

主な特例措置について

参考 1

雇用調整助成金の拡充

- 東北地方太平洋沖地震に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合にも適用
 - 従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客が無いなどのために事業活動が縮小した。
 - 事業所、設備等が損壊したが、早期の修復が不可能で生産量が減少した。
 - 風評被害により観光客が減少したり、農産物の売上が減少した。
- など
- これまでの支給日数にかかわらず、特例対象期間（震災後1年間）中に開始した休業については、最大300日間を助成対象とする。

特定求職者雇用開発助成金の拡充

- 被災離職者又は被災地域に居住する求職者を雇い入れた事業主を対象に助成金を支給
 - 大企業 50万円（短時間労働者は30万円）
 - 中小企業90万円（短時間労働者は60万円）

成長分野等人材育成支援奨励金

- 震災による被災者を新規雇用・再雇用した中小企業事業主がその労働者に職業訓練を行う場合にその訓練費を助成（60万円を限度）

未払賃金立替払制度など

- 未払賃金立替払制度
 - 地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の中小企業に雇用されていた方々の未払賃金の立替払について、申請に必要な書類の簡略化等を行う。
- 「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A」
 - 被災事業場において使用者が守らなければならない事項等（休業、賃金、解雇等）労働基準法の一般的な考え方等について、Q&A集を作成。

雇用保険失業給付の特例措置

- 災害時における雇用保険の特例措置
 - ① 事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方については、実際に離職していなくても失業給付（雇用保険基本手当）を受給できる。
 - ② 災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できる。
- 震災によってやむを得ず失業・休業した場合、雇用保険の基本手当の給付日数を、現行の個別延長（60日分）に加え、さらに60日分延長。

（例）給付日数が90日の方の場合

90日+60日（現行の延長給付分）+60日（今回の拡充分）

給付期間が合計120日分延長

- 居住地管轄ハローワーク以外での失業給付の受給手続
交通の途絶、遠隔地への避難などにより居住地を管轄するハローワークに来所できない場合、来所可能なハローワークで失業給付の受給手続が可能。
- ハローワークに来所できない方々の「失業の認定日」の取扱い
雇用保険失業給付を受給している方が、災害のため指定された失業の認定日にハローワークに来所できない場合、電話連絡等で失業の認定日を変更。

労災保険手続の特例措置など

- 労災保険手続の特例措置等
 - 労災保険給付請求書について、事業場を管轄する署以外の署においても受け付ける。
 - 労働者が労災保険指定医療機関を受診する場合、「療養（補償）給付たる療養の給付請求書」（様式第5号）の代わりに、任意様式に氏名、簡単な災害発生状況等一定事項を記載して提出すれば受診できる。
 - 行方不明者の生死が3か月間わからない場合などは、平成23年3月11日に死亡したものと推定して取り扱う。
- 労働保険料の納付期限延長・猶予等
 - 労働保険料の納付期限の延長・猶予の実施。
 - 震災被害により、労働者の賃金支払いに著しい支障が生じている事業所に対して、労働保険料の支払い免除。（24年2月まで）

特別労働相談窓口における相談状況（3月14日～8月25日）

参考 2

○安定所・監督署別相談件数(累計)

合 計	局 計	安定所計		監督署計			
		うち沿岸4所	うち内陸6所	うち沿岸3署	うち内陸4署		
31,041 (100.0%)	1,253	26,314	20,748	5,566	3,474	2,136	1,338
小 計	806	10,275	6,721	3,554	2,006	1,099	907
事業主							
賃金・休業手当等労働条件に関する事	36	871	812	59	640	282	358
解雇に関する事	25	855	775	80	252	145	107
労働安全衛生に関する事	4	1	0	1	205	165	40
労災保険給付に関する事	20	14	10	4	629	378	251
労働保険料の申告・納付に関する事	21	44	22	22	96	20	76
雇用の維持に関する事	470	4,580	2,156	2,424	27	18	9
求職者給付の特別措置に関する事	110	2,950	2,647	303	12	10	2
緊急避難の一時入居先としての雇用促進住宅の入居に関する事	8	32	19	13	0	0	0
その他	112	928	280	648	145	81	64
小 計	447	16,039	14,027	2,012	1,468	1,037	431
労働者							
賃金・休業手当等労働条件に関する事	123	606	492	114	622	352	270
解雇に関する事	34	705	608	97	175	87	88
求職に関する事(求職申込があったもの)	0	9,912	8,996	916	9	9	0
求職に関する事(求職申込に至らないもの)	12	1,246	1,072	174	13	13	0
認定日の変更に関する事	10	587	376	211	0	0	0
緊急避難の一時入居先としての雇用促進住宅の入居に関する事	2	137	100	37	1	0	1
求職者給付の特別措置に関する事	160	1,413	1,151	262	15	5	10
その他	106	1,433	1,232	201	633	571	62

注1:安定所計のうち、「うち沿岸4所」の欄は釜石所・宮古所・大船渡所・久慈所の4安定所、「うち内陸6所」の欄は盛岡所・花巻所・一関所・水沢所・北上所・二戸所の相談件数

注2:監督署計のうち、「うち沿岸3署」の欄は釜石署・宮古署・大船渡署の3監督署、「うち内陸4署」の欄は盛岡署・花巻署・一関署・二戸署の相談件数